

ご意見等の概要及びご意見に対する協会の考え方

平成 29 年 5 月 30 日

No.	該当条項	ご意見概要	協会の考え方
1	第 26 条（解説）（3）	<p>第26条（解説）（3）に、「協会員自身の雇用管理情報、株主情報の漏えい事案等が発生した場合は、個人情報保護委員会に報告する。」とあるが、漏えい規模にかかわらず、協会には報告しなくてもいいのか。</p>	<p>貴見を踏まえ、該当条項等を次のとおり修正します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（解説）</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 協会員自身の雇用管理情報、株主情報の漏えい事案等が発生した場合は、登録行政庁に相談の上、個人情報保護委員会に報告することとする。</p> <p>なお、協会員の雇用管理情報、株主情報について漏えい等が発生し、協会員等の信用を害するおそれがある場合には、当協会へ報告することが望ましい。</p> <p>(4) 情報漏えい等が不祥事案とみなされる場合には、登録行政庁への報告及び、本協会へ「法令等違反の届出書」による届出をすることとする。</p> <p>(5) 略</p> </div>